

## 議題（４）西尾市地域公共交通活性化協議会の規約改正について

### 1 改正理由及び内容

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、「地域公共交通網形成計画（形成計画）」を「地域公共交通計画（交通計画）」とする。

### 2 新旧対照表

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、（中略）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）</u>の作成に関する協議及び<u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため、西尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、（中略）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>等の作成に関する協議及び<u>形成計画</u>等の実施に係る連絡調整を行うため、西尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>（協議事項等）</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>（協議事項等）</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>形成計画等</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>形成計画等</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>形成計画等</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p>
<p><b>附 則</b></p> <p><u>この規約は、令和3年7月30日から施行する。</u></p>	<p>※附則の追加</p>

西尾市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、西尾市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、西尾市寄住町下田 22 番地に置く。

（協議事項等）

第 3 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な輸送サービスの態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 鉄道事業者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 道路管理者
- (7) 愛知県西尾警察署長又はその指名する者
- (8) 愛知県知事の指名する者
- (9) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置く。

（会長及び副会長）

第 5 条 会長及び副会長は、委員の中からこれを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会議の運営)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、委員が会議に出席できない場合、当該委員の委任を受けた者の代理出席を認めることができる。

4 議事は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、必要な事項を処理するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の運営に関する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、公共交通を担当する課に置く。

3 事務局には事務局長を置き、公共交通を担当する課の課長の職にあるものをもって充てる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、国の補助金その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員2名を置く。

2 監査委員は、会計監査の結果を協議会に報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第15条 会議に出席した委員等に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬並びに費用弁償の額及び支給方法等は、西尾市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年西尾市条例第7号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年7月30日から施行する。